【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年７月１日
【会社名】	株式会社サンテック
【英訳名】	Sanyo Engineering & Construction Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 八 幡 欣 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町３番地13
【電話番号】	(03)3265―6181(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長　舩 戸 文 英
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町３番地13
【電話番号】	(03)3265―6181(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長　舩 戸 文 英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社サンテック広島支社 (広島市中区大手町五丁目３番18号) 株式会社サンテック大阪支社 (大阪市北区中津一丁目７番８号)

(注) 株式会社サンテック広島支社及び大阪支社は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成25年６月26日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年６月26日

(2) 決議事項の内容

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

１株につき金10円　　総額214,143,310円

(2) 効力発生日

平成25年６月27日

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、城之尾辰美氏を補欠監査役に選任する。

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案　第66期利益処分案承認の件

第66期の利益処分案として、１株につき20円の配当を行う。

第４号議案　自己株式消却及びそれに伴うその他の剰余金の処分の件

保有する自己株式のうち、200万株を消却する。これに伴い、別途積立金を1,000百万円減少させ、繰越利益剰余金を1,000百万円増加させるその他の剰余金の処分を行う。

第５号議案　取締役２名解任の件

取締役八幡欣也及び取締役八幡信孝を解任する。

第６号議案　取締役１名選任の件

高山征治郎氏を社外取締役に選任する。

第７号議案　定款一部変更の件（株主提案権行使の適時開示義務）

「株主総会に向けて株主提案権が行使された場合は、行使されてから１週間以内に株主提案権行使の事実を株主に開示しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

第８号議案　定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票については、会社側提案と株主提案で不公平な取り扱いをしてはならない。」という条項を、定款に規定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成(反対)割合(%)	可決要件	決議の結果
第１号議案 剰余金処分の件	12,627	1,505	0	80.2	(注)１	可決
第２号議案 補欠監査役１名選任の件						
城之尾辰美	14,242	275	0	88.3	(注)２	可決
第３号議案 第66期利益処分案承認の件	1,389	12,757	0	(81.0)	(注)１	否決
第４号議案 自己株式消却及びそれに伴うその他の剰余金の処分の件	1,754	12,765	0	(79.2)	(注)１	否決
第５号議案 取締役２名解任の件						
八幡欣也	1,730	12,789	0	(79.3)	(注)２	否決
八幡信孝	1,730	12,789	0	(79.3)	(注)２	否決
第６号議案 取締役１名選任の件	1,705	12,814	0	(79.5)	(注)２	否決
第７号議案 定款一部変更の件（株主提案権行使の適時開示義務）	610	13,909	0	(86.3)	(注)３	否決
第８号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）	1,047	13,472	0	(83.5)	(注)３	否決

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。